

議案第19号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(南あわじ市監査委員条例の一部改正)

第1条 南あわじ市監査委員条例(平成17年南あわじ市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年南あわじ市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。

南あわじ市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 （請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第7条以下 略</p>	

議案第20号

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年南あわじ市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「休職の理由」を「休職及び降給の理由」に、「休職及び懲戒」を「休職、降給及び懲戒」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

（降給の種類）

第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降給の事由）

第2条の3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。

- (1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

2 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときは、これを降号することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合」を「、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」に改め、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する<u>休職の理由並びに職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職及び懲戒</u>の手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第29条第4項の規定に基づき、職員<u>の意に反する休職及び降給の理由並びに職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職、降給及び懲戒</u>の手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第2条の2 <u>降給の種類は、降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</u></p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p>第2条の3 <u>任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。</u></p> <p>(1) <u>職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</u></p>	

(降任、免職及び休職の手續)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その理由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第4条以下 略

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

2 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときは、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職、休職又は降給の処分は、その理由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第4条以下 略

議案第 2 1 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員	日額 8,000 円
-----------	------------

」を

「

都市計画審議会	会長	日額 15,000 円
	委員	日額 8,000 円

」に、

「

ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員	日額 8,000 円
-------------------------	------------

」を

「

ケーブルテレビ自主放送番組審議会委員	日額 8,000 円
--------------------	------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																
<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 352 817 403">区分</th> <th data-bbox="817 352 1043 403">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 403 1043 454">教育委員会～国土利用計画審議会委員 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 454 817 549">都市計画審議会</td> <td data-bbox="817 454 1043 549">日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 549 1043 643">空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 643 817 737">ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員</td> <td data-bbox="817 643 1043 737">日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 737 1043 788">政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	教育委員会～国土利用計画審議会委員 略		都市計画審議会	日額8,000円	空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略		ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員	日額8,000円	政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略		<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 352 1684 403">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1684 352 1910 403">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 403 1910 454">教育委員会～国土利用計画審議会委員 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 454 1460 549" rowspan="2">都市計画審議会</td> <td data-bbox="1460 454 1684 497">会長</td> <td data-bbox="1684 454 1910 497">日額15,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 497 1684 549">委員</td> <td data-bbox="1684 497 1910 549">日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 549 1910 643">空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 643 1684 737">ケーブルテレビ自主放送番組審議会委員</td> <td colspan="2" data-bbox="1684 643 1910 737">日額8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 737 1910 788">政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額		教育委員会～国土利用計画審議会委員 略			都市計画審議会	会長	日額15,000円	委員	日額8,000円	空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略			ケーブルテレビ自主放送番組審議会委員	日額8,000円		政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略			
区分	報酬の額																																	
教育委員会～国土利用計画審議会委員 略																																		
都市計画審議会	日額8,000円																																	
空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略																																		
ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員	日額8,000円																																	
政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																		
区分	報酬の額																																	
教育委員会～国土利用計画審議会委員 略																																		
都市計画審議会	会長	日額15,000円																																
	委員	日額8,000円																																
空家等対策審議会委員～ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員 略																																		
ケーブルテレビ自主放送番組審議会委員	日額8,000円																																	
政治倫理審査会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																		

議案第 2 2 号

南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政財産使用料徴収条例(平成 17 年南あわじ市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(使用料)

第 4 条 使用料は、年額又は月額で定める。ただし、使用を許可した期間が 1 年又は 1 月に満たない場合については、算定した使用料の年額又は月額を日割りによって計算した額に使用許可の日数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札又はこれに準ずる方法に付して使用を許可する場合の使用料は、当該入札の落札金額とする。

第 7 条を次のように改める。

(構築物使用料)

第 7 条 構築物に係る使用料は、別表第 2 に定めるところによる。

別表第 1 に次のように加える。

自動販売機 (飲食物)	1 台につき 1 月	売上額に 100 分の 5 を乗じて得た額
-------------	------------	-----------------------

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

種類	単位	使用料
光ファイバケーブル	1 芯につき 1 年	3,910 円
自営柱	1 本につき 1 年	1,260 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可した期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

南あわじ市行政財産使用料徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																											
<p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第4条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p><u>(使用料の特例)</u></p> <p>第7条 別表第2に掲げるものに係る使用料は、前3条の規定にかかわらず、同表に定めるところによる。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第4条 使用料は、年額又は月額で定める。ただし、使用を許可した期間が1年又は1月に満たない場合については、算定した使用料の年額又は月額を日割りによって計算した額に使用許可の日数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、入札又はこれに準ずる方法に付して使用を許可する場合の使用料は、当該入札の落札金額とする。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p> <p><u>(構築物使用料)</u></p> <p>第7条 構築物にかかる使用料は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 1054 593 1098">種類</th> <th colspan="2" data-bbox="593 1054 1046 1098">使用料</th> </tr> <tr> <th data-bbox="235 1098 593 1150">種類の分類</th> <th data-bbox="593 1098 840 1150">単位</th> <th data-bbox="840 1098 1046 1150">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="235 1150 1046 1197">電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1197 593 1294">看板その他これに類するもの</td> <td data-bbox="593 1197 840 1294">1平方メートルにつき1年</td> <td data-bbox="840 1197 1046 1294">4,400円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	使用料		種類の分類	単位	使用料	電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略			看板その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	4,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1102 1054 1438 1098">種類</th> <th colspan="2" data-bbox="1438 1054 1912 1098">使用料</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1102 1098 1438 1150">種類の分類</th> <th data-bbox="1438 1098 1684 1150">単位</th> <th data-bbox="1684 1098 1912 1150">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1102 1150 1912 1197">電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1197 1438 1294">看板その他これに類するもの</td> <td data-bbox="1438 1197 1684 1294">1平方メートルにつき1年</td> <td data-bbox="1684 1197 1912 1294">4,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1294 1438 1335">自動販売機（飲食物）</td> <td data-bbox="1438 1294 1684 1335">1台につき1月</td> <td data-bbox="1684 1294 1912 1335">売上額に100分</td> </tr> </tbody> </table>	種類	使用料		種類の分類	単位	使用料	電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略			看板その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	4,400円	自動販売機（飲食物）	1台につき1月	売上額に100分	
種類	使用料																												
種類の分類	単位	使用料																											
電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略																													
看板その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	4,400円																											
種類	使用料																												
種類の分類	単位	使用料																											
電柱等に係るもの～携帯電話無線アンテナ設備（建物設置） 略																													
看板その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	4,400円																											
自動販売機（飲食物）	1台につき1月	売上額に100分																											

備考 略

別表第2 (第7条関係)

種類	使用料
自動販売機 (飲食物)	月額とし、売上額に100分の5を乗じて 得た額

の5を乗じて得
た額

備考 略

別表第2 (第7条関係)

種類	単位	使用料
光ファイバケーブル	1芯につき1年	3,910円
自営柱	1本につき1年	1,260円

議案第23号

南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金条例制定について

南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金条例

(設置)

第1条 子どもたちがやりたいことを見つけ、自ら努力し、成長し、能力を最大限に伸ばせる「学ぶ楽しさ日本一」の教育環境づくりに取り組み、もって夢と志を持つ未来を担う人づくりに資するため、南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第24号

南あわじ市犯罪被害者等支援条例制定について

南あわじ市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等への支援を実施する民間の団体その他の犯罪被害者等への支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害等をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適

正な取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との連携及び適切な役割分担の下に、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的な負担等の軽減を図るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民及び事業者の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 25 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条第 2 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（印鑑登録原票）

第 7 条 市長は、印鑑登録原票を備え、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合
にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載が
されている場合にあつては、氏名及び当該通称）
- (5) 生年月日
- (6) 性別
- (7) 住所
- (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされ
ている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している
印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 前項第 2 号から第 8 号までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

南あわじ市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>第3条～第5条 略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が、住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p><u>(印鑑登録原票)</u></p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に</p>	<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第3条～第5条 略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が、住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。</p> <p><u>(印鑑登録原票)</u></p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、当該登録申請者に係る次に掲</p>	

係る次に掲げる事項を登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）
- (4) 出生年月日
- (5) 男女の別
- (6) 住所
- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第8条以下 略

げる事項を登録する。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）
- (5) 生年月日
- (6) 性別
- (7) 住所
- (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 前項第2号から第8号までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

第8条以下 略

議案第26号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人番号	通知カード再交付手数料	1 件につき	500 円
	個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800 円

」を

「

個人番号	個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800 円
------	---------------	--------	-------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍～印鑑 略				戸籍～印鑑 略				
個人番号	通知カード再交付手数料	1件につき	500円	個人番号	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円	
	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円					
税～その他 略				税～その他 略				
注1～注6 略				注1～注6 略				

議案第 27 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営住宅条例（平成 17 年南あわじ市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法第 2 条第 9 号」の次に「及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 1 条」を加える。

第 4 条第 1 項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 市のホームページ

第 5 条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第 5 号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 6 条第 1 項中「国税及び地方税」を「市税」に改める。

第 7 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「前条第 1 項各号」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第 9 条第 3 項中「抽せん」を「抽選」に改め、同条第 4 項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加える。

第 11 条第 1 項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第 2 項中「場合」を「ときは」に改める。

第 12 条第 1 項中「ときは」の次に「、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 11 条で定めるところにより」を加える。

第 13 条中「(昭和 26 年建設省令第 19 号)」を削る。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第 8 条で定める者に該当する者に限る。）が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第 16 条中「次に」を「次の各号に」に改める。

第 19 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 21 条第 1 項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第 3 項中「第 1 項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第 1 項」に改める。

第 22 条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第 4 号中「前条第 1 項に規定するもの」を「前条第 1 項において市が負担することとされているもの」に改める。

第 31 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 2 項中「（第 15 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）」を「又は第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 16

条、第 17 条及び第 18 条」を「第 16 条から第 18 条まで」に改める。

第 33 条第 1 項中「第 14 条第 1 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加える。

第 36 条第 1 項、第 39 条及び第 40 条中「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第 42 条第 3 項及び第 57 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第 62 条中「に処する」を「を科する」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>第3条・第3条の2 略 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を<u>次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略 (公募の例外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、<u>次に掲げる事由に係る者</u>を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号<u>及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条</u>に規定する施設をいう。</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>第3条・第3条の2 略 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を<u>次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>(5) 市のホームページ</u></p> <p>2 略 (公募の例外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、<u>次の各号に掲げる事由に係る者</u>を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市</p>	

計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6)～(9) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を具備するほか、国税及び地方税を滞納していない者でなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老

計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6)～(9) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を具備するほか、市税を滞納していない者でなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するため

人等にあつては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条 略

(入居者の選考)

第9条 略

2 略

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

第10条 略

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1)・(2) 略

の特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条 略

(入居者の選考)

第9条 略

2 略

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

第10条 略

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1)・(2) 略

2 市営住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができない場合、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3～6 略

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 略

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第14条 略

2・3 略

2 市営住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3～6 略

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 略

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第14条 略

2・3 略

4 市長は、市営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)

第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。)が第1項に規定する収入の申

第15条 略

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) 略

第17条・第18条 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金

告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条 略

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) 略

第17条・第18条 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とす

のうちからこれを控除した額を還付する。

4 略

第20条 略

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第23条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入

る債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 略

第20条 略

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第23条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期

居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

第32条 略

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 略

第34条・第35条 略

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の

間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

第32条 略

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 略

第34条・第35条 略

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃

減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 略

第37条・第38条 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条

若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 略

第37条・第38条 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは

第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第41条 略

(住宅の明渡請求)

第42条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

第43条～第56条 略

(使用許可の取消し)

第57条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、使用開始日から請求の日までの期間については、当該駐車場の使用料の額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、

第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第41条 略

(住宅の明渡請求)

第42条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

第43条～第56条 略

(使用許可の取消し)

第57条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、使用開始日から請求の日までの期間については、当該駐車場の使用料の額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該駐車場

当該駐車場の使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4・5 略

第58条～第61条 略

(罰則)

第62条 市長は、入居者が詐欺その他の不正の行為により、家賃、敷金又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

の使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4・5 略

第58条～第61条 略

(罰則)

第62条 市長は、入居者が詐欺その他の不正の行為により、家賃、敷金又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

議案第28号

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年南あわじ市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 市のホームページ

第 6 条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 市税を滞納していない者であること。

第 11 条及び第 18 条中「次に」を「次の各号に」に改める。

第 21 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃若しくは入居者負担額」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 23 条第 1 項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第 3 項中「第 1 項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第 1 項」に改める。

第 24 条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第 4 号中「前条第 1 項に規定するもの」を「前条第 1 項において市が負担することとされているもの」に改める。

第 31 条第 2 項中「第 30 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の公募を<u>次に掲げる方法</u>のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、<u>次に掲げる者</u>とする。 (1)～(3) 略</p> <p>第7条～第10条 略 (住宅入居の手続)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>次に掲げる手続</u>をしなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条～第17条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の公募を<u>次の各号に掲げる方法</u>のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 市のホームページ</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、<u>次の各号に掲げる者</u>とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 市税を滞納していない者であること。</u></p> <p>第7条～第10条 略 (住宅入居の手続)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>次の各号に掲げる手続</u>をしなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条～第17条 略</p>	

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) 略

第19条・第20条 略

(敷金)

第21条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃若しくは入居者負担額又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 略

第22条 略

(修繕費用の負担)

第23条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (量の表

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) 略

第19条・第20条 略

(敷金)

第21条 略

2 略

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 略

第22条 略

(修繕費用の負担)

第23条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長

替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)~(3) 略

(4) 前条第1項に規定するもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第25条~第30条 略

(住宅の検査)

第31条 略

2 入居者は、第30条の規定により特定公共賃貸住宅を模様替し、又は増築したときは前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第32条以下 略

がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)~(3) 略

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第25条~第30条 略

(住宅の検査)

第31条 略

2 入居者は、前条の規定により特定公共賃貸住宅を模様替し、又は増築したときは前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第32条以下 略

